

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1062 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者が建築物の耐震改修の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。